



21消安第11245号

平成22年1月8日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

韓国から日本向けに輸出される偶蹄類の動物及びそれらの動物由来の肉等の輸入停止措置について（韓国における口蹄疫発生）

今般、韓国において、口蹄疫が発生したことから、我が国への口蹄疫の侵入防止に万全を期すため、同国から我が国向けに輸出される偶蹄類の動物及びそれらの動物由来の肉等並びに稲わら等については、輸入を停止することとしたので、動物検疫に当たっては的確な対応をお願いします。

なお、現在、家畜伝染病予防法施行規則の一部改正の手続きを進めているところであり、改正に伴い、同国から我が国向けに輸出される偶蹄類の動物及びそれらの動物由来の肉等の家畜衛生条件を廃止する予定である旨、申し添える。